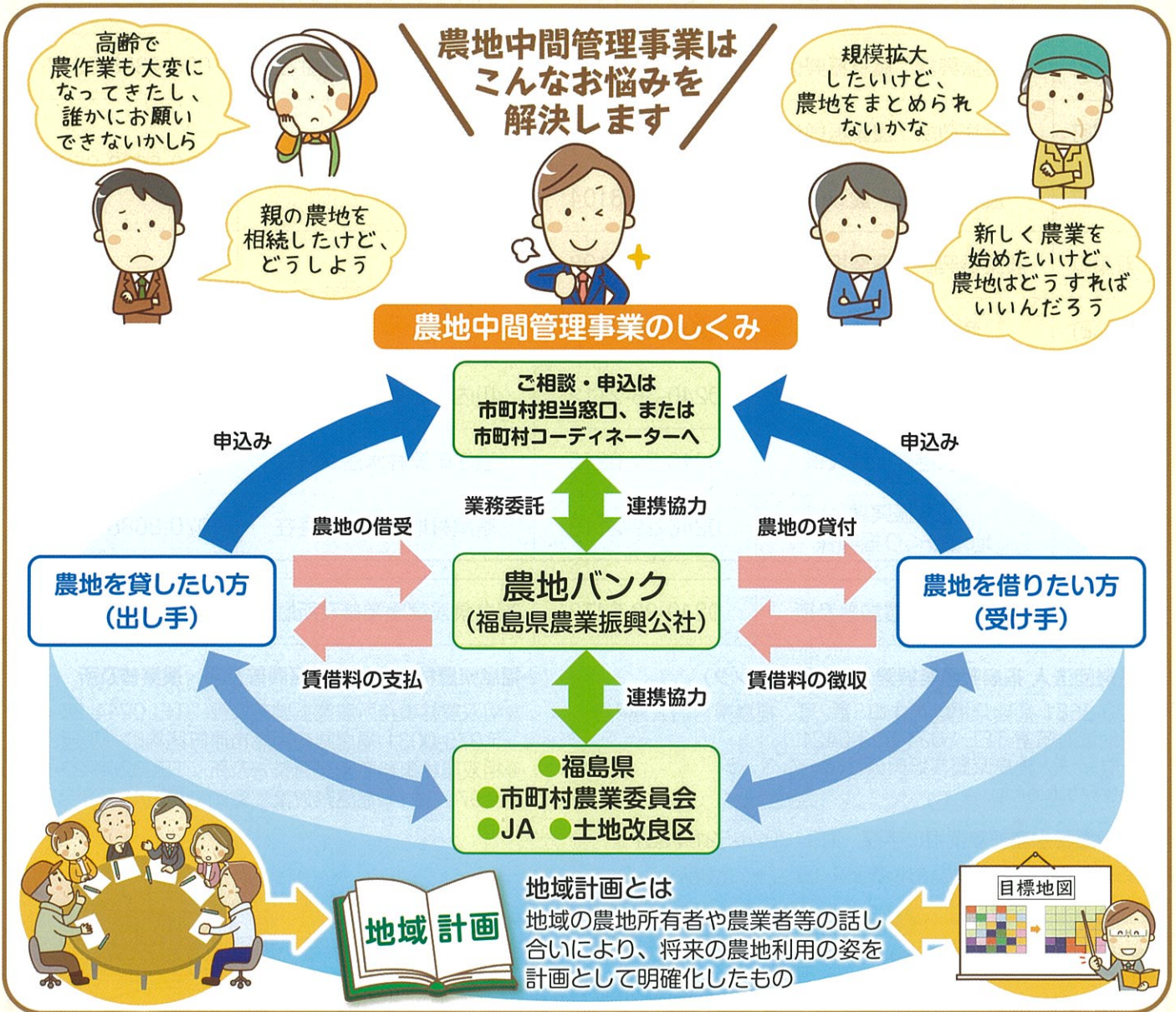


# 農地中間管理事業は 地域農業の未来を応援します。

農地中間  
管理事業  
とは

地域で話し合われた「地域計画」をもとに、農地中間管理機構（愛称：農地バンク）が農地を借り受け、まとまりのある形で担い手農家に長期間貸し付ける事業です。福島県では「福島県農業振興公社」が農地バンクの役割を担っています。



## 地域のメリット

- ◆ 将来に向けて、地域の農地を守ることができます。
- ◆ 地域で集積に取り組んだ場合、「地域集積協力金※」が交付されます。

## 出し手のメリット

- ◆ 安心して農地を貸出せます。
- ◆ 「経営転換協力金※」が交付されます。（令和7年度まで）
- ◆ 農業者年金の加算付年金を受給できます。
- ◆ 贈与税・相続税の納税猶予が継続できます。
- ◆ 固定資産税の軽減措置が受けられます。

## 受け手のメリット

- ◆ 長期の安定した借入が可能になります。
- ◆ 農地の集約化により経営が効率化します。
- ◆ 多くの出し手との契約でも、賃借料の精算は農地バンクが行うので事務が軽減されます。

※各種協力金等は一定の条件を満たす必要があります。

# ●お問い合わせ先

〈受付時間／平日8：30～17：15〉

市町村・担当部署		電話番号	農地バンク 市町村コーディネーター	電話番号
川俣町	農林振興課 農業振興係	024-566-2111 (代表)	田村市都路行政局 産業建設係駐在	070-8688-9532
田村市	産業部 農林課	0247-81-2511		
南相馬市	農林水産部 農地集積課	0244-44-6802	南相馬市農地集積課駐在 (小高区役所)	070-8688-9522 070-8688-9523
飯舘村	産業振興課 農政第一係	0244-42-1621	飯舘村産業振興課駐在	070-8688-9524 070-8688-9525
広野町	産業振興課 農林振興係	0240-27-4163	広野町産業振興課駐在	080-4356-8087
富岡町	産業振興課 農業振興係	0240-22-9009	楡葉町農林水産課駐在	070-8688-9526
楡葉町	農林水産課 農政係	0240-23-6104		
双葉町	農業振興課 農業振興係	0240-33-0128	大熊町産業課駐在	070-8688-9528
大熊町	産業課 農政係	0240-23-7137		
川内村	産業振興課 農政係	0240-38-2112	川内村産業振興課駐在	070-8688-9527
浪江町	農林水産課 農政係	0240-34-0245	浪江町農林水産課駐在	070-8688-9529 070-8688-9530
葛尾村	地域振興課 地域づくり振興係	0240-29-2113	葛尾村地域振興課駐在	070-8688-9531
双葉地域	福島県双葉農業普及所	0240-23-6473	福島県双葉農業普及所駐在	070-8801-4424

## ◆公益財団法人 福島県農業振興公社（農地バンク）

〒960-8681 福島県福島市中町8番2号 福島県自治会館8階  
被災地域対策室 TEL：024-503-0421  
公益財団法人福島県農業振興公社ホームページ  
<https://fnk.or.jp/>

## ◆福島県農林事務所農業振興普及部・農業普及所

- 相双農林事務所農業振興普及部：TEL0244-26-1147  
〒975-0031 福島県南相馬市原町区錦町一丁目30
- 相双農林事務所双葉農業普及所：TEL0240-23-6473  
〒979-1111 福島県双葉郡富岡町小浜481

## ◆福島県農林水産部農業担い手課 TEL：024-521-7381

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16 西庁舎9階

### よくいただくご質問

- Q** 手数料はかかりますか？
- A** 契約1件ごとに借料の1%相当（下限800円、上限8,000円）がかかります。
- Q** 契約期間は何年ですか？
- A** 契約期間は原則10年以上です。ただし、やむを得ない事情がある場合は5年以上でも可としています。
- Q** 契約期間の途中で解約できますか？
- A** 出し手、機構、受け手の3者で合意ができれば解約が可能です。この場合、解約理由により解約手数料（6,000円）がかかる場合があります。
- Q** 借料を物納とする契約は可能ですか？
- A** 物納での契約はできません。ただし、契約後に手数料以外の金納の支払いを停止し、農産品支払に変更することは可能です。

東日本大震災により  
避難されている皆さまへ

農地バンクは皆さまの大切な農地を守るお手伝いをしています。活用を検討される方は、農地のある市町村、または駐在する市町村コーディネーターへお気軽にご相談ください。

